

平成21年6月

滋賀県議会定例会議案

(その1)

目 次

	頁
議第146号 平成21年度滋賀県一般会計補正予算（第4号）	1
議第147号 平成21年度滋賀県病院事業会計補正予算（第1号）	9
議第148号 平成21年度滋賀県工業用水道事業会計補正予算（第1号）	11
議第149号 平成21年度滋賀県上水道供給事業会計補正予算（第1号）	13
議第150号 滋賀県文化振興条例案	15
議第151号 滋賀県森林整備加速化・林業再生基金条例案	20
議第152号 滋賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例案	21
議第153号 滋賀県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例案	22
議第154号 滋賀県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例案	23
議第155号 滋賀県地域自殺対策緊急強化基金条例案	24
議第156号 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正 する条例案	25
議第157号 滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例案	26
議第158号 滋賀県税条例の一部を改正する条例案	27
議第159号 滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する 条例案	35
議第160号 滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案	36
議第161号 滋賀県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例案	37
議第162号 契約の締結につき議決を求めることについて（大原貯水池地区堤体改 修工事）	39
議第163号 滋賀県教育振興基本計画の策定につき議決を求めることについて	40

一般会計補正予算

議第146号

平成21年度滋賀県一般会計補正予算（第4号）

平成21年度滋賀県の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33,993,718千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 527,989,501千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加および変更は、「第3表 地方債補正」による。

上記の議案を提出する。

平成21年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 分担金及び負担金		千円 3,372,712	千円 67,640	千円 3,440,352
	2 負担金	2,220,497	67,640	2,288,137
10 国庫支出金		47,945,066	26,231,032	74,176,098
	1 国庫負担金	34,328,815	2,320,920	36,649,735
	2 国庫補助金	11,421,240	23,902,231	35,323,471
	3 委託金	2,195,011	7,881	2,202,892
11 財産収入		1,787,452	85,218	1,872,670
	1 財産運用収入	805,515	85,218	890,733
13 繰入金		24,632,371	3,125,594	27,757,965
	2 基金繰入金	22,411,355	3,125,594	25,536,949
15 諸収入		44,399,890	14,134	44,414,024
	4 受託事業収入	1,258,538	△ 30,776	1,227,762
	7 雑入	2,098,619	44,910	2,143,529
16 県債		86,426,600	4,470,100	90,896,700
	1 県債	86,426,600	4,470,100	90,896,700
歳入合計		493,995,783	33,993,718	527,989,501

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		千円 1,214,136	千円 5,400	千円 1,219,536

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 議会費	千円 1,214,136	千円 5,400	千円 1,219,536
2 政策調整費		11,211,554	81,879	11,293,433
	1 企画調整費	10,411,489	38,109	10,449,598
	2 防災費	800,065	43,770	843,835
3 総務費		21,681,622	295,211	21,976,833
	1 総務管理費	11,915,912	202,791	12,118,703
	2 徴税費	4,753,189	92,420	4,845,609
4 県民文化生活費		5,440,205	648,739	6,088,944
	1 県民生活費	3,190,656	177,500	3,368,156
	2 文化費	2,249,549	471,239	2,720,788
5 琵琶湖環境費		18,369,000	1,205,942	19,574,942
	1 水政費	2,663,677	102,184	2,765,861
	2 環境費	3,810,572	127,838	3,938,410
	4 森林林業費	7,943,888	975,920	8,919,808
6 健康福祉費		68,539,963	12,977,500	81,517,463
	1 社会福祉費	29,858,850	9,933,563	39,792,413
	2 児童福祉費	12,122,993	2,492,929	14,615,922
	3 生活保護費	1,677,651	33,981	1,711,632
	5 公衆衛生費	20,221,033	296,443	20,517,476
	6 生活衛生費	1,155,373	69,345	1,224,718
	7 地域健康福祉費	1,070,193	6,031	1,076,224
	8 医薬費	2,421,920	145,208	2,567,128
7 商工観光労働費		27,371,666	6,798,944	34,170,610

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 商工業費	千円 3,780,181	千円 95,270	千円 3,875,451
	2 中小企業費	19,561,797	139,252	19,701,049
	3 観光費	419,132	69,822	488,954
	4 労政費	2,641,330	6,494,600	9,135,930
8 農政水産業費		17,822,440	643,799	18,466,239
	1 農業費	4,016,114	68,927	4,085,041
	2 畜産業費	1,250,799	278,393	1,529,192
	3 農地費	11,465,220	53,403	11,518,623
	4 水産業費	1,090,307	243,076	1,333,383
9 土木交通費		54,119,807	8,834,946	62,954,753
	1 土木交通管理費	8,270,508	—	8,270,508
	2 道路橋りょう費	27,282,358	4,908,922	32,191,280
	3 河川費	8,186,395	3,876,135	12,062,530
	4 港湾費	1,034,247	3,094	1,037,341
	5 砂防費	4,392,416	17,511	4,409,927
	7 公園費	573,369	26,000	599,369
	8 建築費	1,087,441	3,284	1,090,725
10 警察費		28,472,138	456,552	28,928,690
	1 警察管理費	26,321,024	250,523	26,571,547
	2 警察活動費	2,151,114	206,029	2,357,143
11 教育費		129,191,811	2,044,806	131,236,617
	1 教育総務費	16,049,670	336,178	16,385,848
	4 高等学校費	27,086,602	802,010	27,888,612

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 特別支援学校費	千円 11,269,535	千円 663,116	千円 11,932,651
	6 大学費	2,795,580	146,200	2,941,780
	7 社会教育費	1,661,375	95,863	1,757,238
	8 保健体育費	1,035,784	1,439	1,037,223
13 公債費		75,893,440	—	75,893,440
	1 公債費	75,893,440	—	75,893,440
歳出合計		493,995,783	33,993,718	527,989,501

議第146号
平成21年度滋賀県一般会計補正予算(第4号)

第2表 債務負担行為補正

追加

番号	事 項	期 間	限 度 額
84	受 託 建 築 事 業 費	平 成 22 年 度	208,890千円

第3表 地 方 債 補 正

1 追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
児童福祉施設整備事業費	千円 16,500	普通貸借または 証券発行	10.0以内%	借入日の翌日から5年以内据え置き、50年以内の期間において償還する。 ただし、借入先の融資条件、財政その他の都合により償還期間の短縮および据置期間の延長をし、または繰上償還を行うことができる。
舗装道補修事業費	110,000			
計	126,500			

2 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
林 道 事 業 費	千円 69,000	千円 116,500
治 山 事 業 費	673,100	741,700
水産基盤整備事業費	100,000	150,000
道路改築事業費	1,076,000	1,445,500
道路災害防除事業費	110,000	214,500
特定交通安全施設整備事業費	335,500	585,000
直轄道路事業費	7,999,800	9,898,400
地方道路等整備事業費	8,124,700	9,254,000
単独道路改良事業費	935,000	948,600
広域河川改修事業費	1,050,500	1,525,500
総合流域防災事業費	1,323,600	1,990,100

議第146号
平成21年度滋賀県一般会計補正予算(第4号)

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業費	410,000 ^{千円}	455,000 ^{千円}
河川環境整備事業費	147,000	257,000
直轄河川事業費	581,000	829,100
河川等整備事業費	1,926,500	526,500
単独河川改良事業費	21,300	126,900
高等学校施設整備事業費	695,600	730,400
特別支援学校施設整備事業費	5,700	133,200
計	86,426,600	90,770,200

企業会計補正予算

議第147号

平成21年度滋賀県病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成21年度滋賀県の病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入および支出）

第2条 収益的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 病院事業収益		千円 16,787,000	千円 425	千円 16,787,425
	2 医 業 外 収 益	2,249,765	425	2,250,190

支 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 病院事業費用		千円 17,355,000	千円 849	千円 17,355,849
	1 医 業 費 用	16,455,095	849	16,455,944

（資本的収入および支出）

第3条 資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

（補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 928,000千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。）

収 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 資 本 的 収 入		千円 2,062,000	千円 804,000	千円 2,866,000
	1 企 業 債	1,417,700	804,000	2,221,700

支 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 資 本 的 支 出		千円 2,990,000	千円 804,000	千円 3,794,000

	1 建設改良費	321,140	804,000	1,125,140
--	---------	---------	---------	-----------

(企業債)

第4条 起債の限度額を、次のとおり補正する。

起債の目的	補正前限度額	補正後限度額
成人病センター病院整備事業費	千円 217,300	千円 1,021,300
計	1,417,700	2,221,700

(他会計からの補助金)

第5条 院内保育所の運営、がん診療連携拠点病院機能強化、医師派遣機能整備および地上デジタル放送関連事業のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、次のとおり補正する。

科目	補正前の額	補正額	計
補助金	千円 31,108	千円 425	千円 31,533

(重要な資産の取得)

第6条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
工具器具および備品	放射線治療機器	1
	ポジトロンエミッションCT診断装置	1

上記の議案を提出する。

平成21年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

議第148号

平成21年度滋賀県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成21年度滋賀県の工業用水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入および支出）

第2条 資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

（補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,005,420千円は、減債積立金299,578千円、建設改良積立金 100,000千円、過年度分損益勘定留保資金 1,560,628千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額45,214千円で補てんするものとする。）

収 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 資 本 的 収 入		千円 138,500	千円 23,500	千円 162,000
	2 補 助 金	71,500	23,500	95,000

支 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 資 本 的 支 出		千円 2,082,900	千円 84,520	千円 2,167,420
	1 建 設 改 良 費	980,033	84,520	1,064,553

（債務負担行為）

第3条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
彦根工業用水道改良事業 （吉川浄水場管理本館新築工事）	平 成 22 年 度	17,130千円
南部工業用水道改良事業 （吉川浄水場管理本館新築工事）	平 成 22 年 度	61,620千円

上記の議案を提出する。

平成21年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

議第149号

平成21年度滋賀県上水道供給事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 平成21年度滋賀県の上水道供給事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(資本的支出)

第2条 資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3,818,130千円は、減債積立金959,658千円、建設改良積立金 250,000千円、過年度分損益勘定留保資金 1,555,856千円、当年度分損益勘定留保資金 868,580千円、当年度利益剰余金処分額14,348千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額 169,688千円で補てんするものとする。)

支 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 資本的支出		千円 5,877,400	千円 14,230	千円 5,891,630
	1 建設改良費	3,859,738	14,230	3,873,968

(債務負担行為)

第3条 債務負担行為の追加は、次のとおりとする。

事 項	期 間	限 度 額
南部上水道改良事業 (吉川浄水場管理本館新築工事)	平成22年度	78,550千円
東南部上水道改良事業 (吉川浄水場管理本館新築工事)	平成22年度	51,590千円

(利益剰余金の処分)

第4条 当年度利益剰余金のうち14,348千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減 債 積 立 金 14,348千円

上記の議案を提出する。

平成21年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

案 例 条

議第150号

滋賀県文化振興条例案

上記の議案を提出する。

平成21年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県文化振興条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 文化振興基本方針（第4条）

第3章 文化の振興に関する基本的施策（第5条－第15条）

第4章 滋賀県文化審議会（第16条・第17条）

付則

私たちのふるさと滋賀は、母なる琵琶湖を田園、山並みなどが取り巻く穏やかな自然に恵まれ、いにしえから交通の要衝として人、もの、情報が行き交う歴史の重要な舞台となってきた。こうした独自の歴史や風土の中で、自律性、進取の気性などが培われるとともに、地域の特色ある伝統的な文化が先人から脈々と受け継がれてきた。また、それぞれの時代を生きる人々の感性や国内外との交流により新たな文化が創造されてきており、これらが滋賀の個性ある文化を形成している。

文化は、私たちに感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらすとともに、感性や創造力をはぐくむものである。また、人と人が互いに理解し尊重し合う基盤となり、教育、福祉等と密接に関連するとともに、経済の発展にも寄与するなど、地域社会の発展に欠かせない影響力を有している。

今、心の豊かさや人と人の絆が求められる時代を迎え、文化の役割がより重みを増してきており、文化の価値を改めて認識する必要がある。また、県内各地において、文化を生かした取組が活発になりつつあり、そうした活動を育て、滋賀の文化を次の世代へ着実に引き継いでいかなければならない。

私たちは、だれもが誇りや愛着を持てる滋賀の実現を目指し、多様な主体による協働のもとに、日々の暮らしの中で魅力ある滋賀の文化をはぐくむことを決意し、ここに滋賀県文化振興条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化の振興に関し、基本理念を定め、および県の責務を明らかにするとともに、文化の振興に関する施策（以下「文化振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、文化振興施策の総合的な推進を図り、もって心豊かで潤いのある県民生活および個性豊かで活力にあふれる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化の振興に当たっては、県民一人ひとりが文化の担い手であることにかんがみ、文化に関する活動（以下「文化活動」という。）を行う者の自主性が尊重されるとともに、創造性が十分に発揮されるよう配慮されなければならない。

2 文化の振興に当たっては、文化を創造し、および享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、県民が等しく文化活動を行うことができるような環境の整備が図られなければならない。

3 文化の振興に当たっては、文化の継承および発展を担う人材が育つとともに、その地位の向上が図られるよう配慮されなければならない。

4 文化の振興に当たっては、歴史、風土等に培われてきた地域の特色ある文化、新たに創造される文化その他の多様な文化がすべての県民に大切にはぐくまれ、次の世代に継承されるよう配慮されなければならない。

5 文化の振興に当たっては、滋賀の文化の魅力が国内外に広まり、多様な文化との交流が盛んになるよう配慮されなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、文化振興施策を総合的に策定し、および実施するものとする。

2 前項の規定による文化振興施策の策定および実施に当たっては、長期的かつ広域的な視点に立つとともに、広く県民の意見が反映されるよう十分に配慮するものとする。

3 県は、国および地方公共団体以外のもの（以下「民間団体等」という。）が行う文化活動が活発になるよう、民間団体等との連携に努めるとともに、民間団体等に対し、必要な助言、支援または調整を行うよう努めるものとする。

4 県は、地域における文化の振興に市町が果たす役割の重要性にかんがみ、市町との連携に努めるとともに、市町が文化振興施策を策定し、および実施するために必要な助言、支援または調整を行うよう努めるものとする。

5 県は、滋賀の文化が県外の文化との交流の中ではぐくまれてきたことにかんがみ、県外の地方公共団体および国との連携に努めるものとする。

第2章 文化振興基本方針

第4条 知事は、文化振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、文化の振興に関する基本的な方針（以下「文化振興基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 文化振興基本方針は、文化の振興に関する総合的かつ長期的な目標、文化振興施策の方向その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 知事は、文化振興基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、文化振興基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、滋賀県文化審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 知事は、文化振興基本方針を定めたときは、これを公表するものとする。
- 6 前3項の規定は、文化振興基本方針の変更について準用する。

第3章 文化の振興に関する基本的施策

(芸術活動の促進)

第5条 県は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーションおよびコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術をいう。）その他の芸術について創造性豊かな活動を促進するため、これらの芸術の公演、展示等への支援およびその実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域において継承されてきた文化的資産の保存および活用)

第6条 県は、歴史、風土等に培われてきた有形および無形の文化財その他の地域において継承されてきた文化的資産の保存および活用を図るため、これらの文化的資産の調査およびその修復、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(魅力ある風景の保全および継承)

第7条 県は、人々の生活とともに形成されてきた滋賀の魅力ある風景を保全し、次の世代に継承するため、地域の風景を守り育てる活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化活動の場の充実)

第8条 県は、文化施設（文化活動に係る公演、展示等を行うための施設をいう。以下同じ。）について、その特色を生かした事業の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、県民の文化活動の場の充実を図るため、文化施設以外の場所の活用その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化に関する情報の発信および取得)

第9条 県は、県民が文化に関する情報を効果的に発信し、および容易に取得することができるよう、文化に関する情報の発信および取得の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化に関する交流の促進)

第10条 県は、県民と国内外の人々との文化に関する交流を促進するため、その機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(産業の分野との連携)

第11条 県は、観光その他の産業の分野の発展とともに文化の振興を図るため、これらの分野へ

の文化的資産の活用その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化活動の充実)

第12条 県は、高齢者、障害者等が行う文化活動の充実を図るため、これらの者の文化活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化活動の充実)

第13条 県は、次代の社会を担う青少年が行う文化活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化活動に係る公演、展示等の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化活動の充実)

第14条 県は、学校教育における文化活動の充実を図るため、文化に関する体験学習の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化の継承および発展を担う人材の育成)

第15条 県は、文化に関する専門的な活動を行う者、その活動を支える者その他の文化の継承および発展を担う人材の育成を図るため、これらの者が行う文化活動への支援、文化活動で顕著な成果を収めた者の顕彰その他の必要な施策を講ずるものとする。

第4章 滋賀県文化審議会

(滋賀県文化審議会)

第16条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県文化審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、第4条第4項に規定する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、文化の振興に関する事項を調査審議するものとする。

3 審議会は、前項の調査審議を行うほか、文化の振興に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

第17条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、文化の振興に関し学識経験を有する者および県民から公募した者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中第19号の12を第19号の13とし、第19号の11を第19号の12とし、第19号の10を第19号

の11とし、第19号の9の次に次の1号を加える。

(19)の10 滋賀県文化審議会の委員

議第151号

滋賀県森林整備加速化・林業再生基金条例案

上記の議案を提出する。

平成21年 6 月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県森林整備加速化・林業再生基金条例

(設置)

第1条 地球温暖化の防止に向けた森林による温室効果ガスの吸収の量に関する目標の達成ならびに木材および木質バイオマスを活用した低炭素社会の実現が求められる中で、間伐等による森林整備の加速化および間伐材等の森林資源を活用した林業、木材産業等の地域産業の再生を図るため、滋賀県森林整備加速化・林業再生基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 知事は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成24年 3 月31日限り、その効力を失う。

議第152号

滋賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例案

上記の議案を提出する。

平成21年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく地域密着型介護老人福祉施設等の小規模な介護施設の整備の促進等を図るため、滋賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 知事は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

議第153号

滋賀県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例案

上記の議案を提出する。

平成21年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例

(設置)

第1条 介護職員の処遇の更なる改善および介護施設等の円滑な開設を図るため、滋賀県介護職員処遇改善等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 知事は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成24年7月31日限り、その効力を失う。

議第154号

滋賀県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例案

上記の議案を提出する。

平成21年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例

(設置)

第1条 社会福祉施設等の耐震化等を推進し、これらの施設の安全で安心な利用の環境を確保するため、滋賀県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 知事は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

議第155号

滋賀県地域自殺対策緊急強化基金条例案

上記の議案を提出する。

平成21年 6 月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県地域自殺対策緊急強化基金条例

(設置)

第1条 現下の厳しい経済情勢等を踏まえ、地域における自殺対策の強化を緊急に図るため、滋賀県地域自殺対策緊急強化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 知事は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

議第156号

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成21年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表（2）の項中「里親の認定等に関する省令（平成14年厚生労働省令第115号）」を「児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）」に改め、同項オ中「里親の認定等に関する省令第6条（同令第15条、第17条および第20条において準用する）」を「児童福祉法施行規則第36条の37（同規則第36条の43において準ずる）」に、「認定の」を「登録等の」に改め、同表（3）の項中「里親の認定等に関する省令」を「児童福祉法施行規則」に改め、同項イ中「第6条（同令第15条、第17条および第20条において準用する）」を「第36条の37（同規則第36条の43において準ずる）」に、「認定の」を「登録等の」に改め、同表（24）の項および（25）の項ア中「第31条の2第2項第15号ハ、第62条の3第4項第15号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ」に改め、同表（26）の項中「第31条の2第2項第16号ニ、第62条の3第4項第16号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ」に改め、同表（66）の項中「（昭和23年厚生省令第11号）」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第157号

滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成21年 6 月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例（平成21年滋賀県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「保育所」を「保育所、幼稚園等」に、「その他の新たな保育需要に対応するための」を「、保育および幼児教育の質の向上その他の子どもを安心して育てることができる」に改める。

付則第2項中「平成23年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第158号

滋賀県税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成21年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県税条例の一部を改正する条例

滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第17条の3を削る。

第18条第1項中「前年」を「当該年度の初日の属する年の前年（以下この節において「前年」という。）」に改める。

第23条の4中「分離課税に係る所得割」を「第27条の2の規定によつて課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）」に改める。

第38条の12第1項第1号中「生活保護法」の右に「（昭和25年法律第144号）」を加える。

第42条第2項中「自動車に付加して一体となつている物として政令で定めるもの」を「施行令第42条に規定する自動車の付加物」に、「政令で定める自動車」を「施行令第42条の2に規定する自動車」に改める。

第43条第3項中「前条第2項の政令で定める」を「施行令第42条の2に規定する」に改める。

第44条第2項中「その取得の時における当該自動車の通常の取引価額として総務省令で定める」を「施行規則第8条の14に規定する」に改め、同項第2号中「政令で」を「施行令第42条の5第1項に」に改める。

第48条第1項および第50条中「総務省令で定める」を「施行規則第8条の15に規定する」に改める。

第54条第6項中「政令で定めるところによつて」を「施行令第43条の2に規定するところにより」に改める。

第55条第2項中「政令で定める」を「施行令第43条の3に規定する」に改め、同条第5項中「総務省令で定める」を「施行規則第8条の28の表(6)の項に規定する」に改める。

第56条中「政令で定める」を「施行令第43条の5に規定する」に改める。

第58条中「エチレンその他の政令で定める」を「施行令第43条の6に規定する」に、「その原料の用途その他の政令で定める」を「同条に規定する」に改める。

第58条の2第1項中「政令で定める」を「施行令第43条の9に規定する」に改め、同条第2項中「その旨を記載した」を「施行規則第8条の33に規定する」に改め、同条第4項中「第1項の

政令で定める」を「施行令第43条の9に規定する」に、「その他政令で定める」を「、または施行令第43条の10に規定する」に改める。

第58条の3第1項中「政令で定める」を「施行令第43条の11に規定する」に改め、同条第2項中「その旨を記載した」を「施行規則第8条の34に規定する」に改め、同条第3項中「第1項」を「施行令第43条の11」に、「その他政令で定める」を「、または施行令第43条の12に規定する」に改める。

第58条の7第1項中「総務省令で定める」を「施行規則第8条の28の表(1)の項に規定する」に改め、同条第3項中「総務省令で定める」を「施行規則第8条の37に規定する」に改める。

第58条の8第4項中「総務省令で定める」を「施行規則第8条の28の表(2)の項に規定する様式による」に改める。

第58条の9第2項中「その他政令で定める」を「、または施行令第43条の15第15項に規定する」に改める。

第58条の10第1項中「政令で定める」を「施行令第43条の15第13項に規定する」に改め、同条第3項中「政令で定める」を「施行令第43条の15第9項に規定する」に改め、同条第4項中「その他政令で定める」を「、または施行令第43条の15第16項に規定する」に改める。

第58条の11中「および政令で定めるところ」を削り、「、政令で定める」を「、施行令第43条の15第13項に規定する」に改める。

第58条の12第1項中「前月の初日から末日までの間に行つた当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油（免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証により引取りを行つた免税軽油をいう。以下この項および次項において同じ。）の引取りに関する事実およびその数量（その事実がない場合には、その旨）その他の総務省令で定める」を「施行規則第8条の39第1項に規定する」に、「報告書および総務省令で定める」を「同条第2項に規定する報告書および同項に規定する」に、「報告対象免税軽油を」を「報告対象免税軽油（免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証により引取りを行つた免税軽油をいう。次項において同じ。）を」に改める。

第58条の13第2項中「、政令で定める」を「、施行令第43条の16第1項に規定する」に、「を政令で」を「を施行令第43条の16第2項に」に改める。

第58条の14第1項中「その旨を記載した」を「施行規則第8条の28の表(5)の項に規定する様式による」に改める。

第58条の18第1項中「総務省令で定める」を「施行規則第8条の41に規定する」に改める。

第58条の19第1項中「その旨を記載した」を「施行規則第8条の45第1項に規定する」に改め、同条第2項中「その旨を記載した」を「施行規則第8条の45第2項に規定する」に改め、同条第3項中「その旨を記載した」を「施行規則第8条の45第3項に規定する」に改める。

第58条の20中「総務省令で定める」を「施行規則第8条の28の表(3)の項に規定する」に改める。

付則第5条の4の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（個人の県民税の住宅借入金等特

別税額控除)」を付し、同条第1項中「この条」の右に「および次条」を加え、同項第3号中「、第41条の19の2もしくは第41条の19の3」を「もしくは第41条の19の2から第41条の19の5まで」に改め、同条第3項中「（県民税の納税通知書が送達された後に県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかつたことについて、市町長においてやむを得ない理由があると認めるときを含む。）」を削り、同条の次に次の1条を加える。

第5条の4の2 平成22年度から平成35年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年までまたは平成21年から平成25年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額（当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

- (1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項もしくは第5項もしくは第41条の2または阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成19年または平成20年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）
- (2) 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18もしくは第41条の19の2から第41条の19の5まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条または所得税法第95条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額）

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

- (1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の法第45条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認める場合を含む。）
- (2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1

月1日現在において法第317条の6第1項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から法第45条の2第1項に規定する給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

- 3 第1項の規定の適用がある場合における第21条の3および第21条の4の規定の適用については、第21条の3中「前3条」とあるのは「前3条および付則第5条の4の2第1項」と、第21条の4中「前条まで」とあるのは「前条までおよび付則第5条の4の2第1項」とする。

付則第5条の5中「付則第11条の5第1項」を「付則第11条の2第1項」に改める。

付則第6条第2項中「付則第5条の4第1項」の右に「、付則第5条の4の2第1項」を加える。

付則第8条第7項中「昭和41年法律第102号」を「昭和38年法律第129号」に、「昭和38年法律第129号」を「昭和41年法律第102号」に改め、同条第8項中「高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に改める。

付則第9条第7項中「平成21年4月1日」を「我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成21年法律第29号）の施行の日」に、「同表第3号」を「同表第2号および第5号」に改め、同項の表(1)の項中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改め、同表(2)の項を削り、同表(3)の項中「第10条第2項」を「第8条第2項」に、「第9条第1項」を「第7条第1項」に、「第10条第1項」を「第8条第1項」に改め、同項を同表(2)の項とし、同表(4)の項を削り、同表(5)の項中「第14条第2項」を「第10条第2項」に、「第13条第1項」を「第9条第1項」に、「第14条第1項」を「第10条第1項」に改め、同項を同表(3)の項とし、同表に次のように加える。

(4) 特別措置法第12条第2項に規定する認定資源生産性革新計画	特別措置法第11条第1項の規定による認定（特別措置法第12条第1項の規定による変更の認定を含む。）	特別措置法第12条第1項に規定する認定資源生産性革新事業者
(5) 特別措置法第39条の3第3項に規定する認定中小企業承継事業再生計画	特別措置法第39条の2第1項の規定による認定（特別措置法第39条の3第1項の規定による変更の認定を含む。）	特別措置法第39条の3第1項に規定する認定中小企業承継事業再生事業者

付則第10条の2の2第3項第1号中「もので総務省令で定める」を「もので施行規則附則第4条の4第2項に規定する」に改め、同号ア中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の4第3項に規定する」に改め、同号ウ中「同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等

の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の4第4項に規定する」に改め、同条第4項中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の4第5項に規定する」に改め、同条第5項中「総務省令で定めるものを」を「施行規則附則第4条の4第6項に規定するものを」に改め、同項第1号中「総務省令で定めるもの（）」を「施行規則附則第4条の4第7項に規定するもの（）」に、「もので総務省令で定める」を「もので同条第8項に規定する」に改め、同項第2号中「総務省令で定めるもの（）」を「施行規則附則第4条の4第9項に規定するもの（）」に、「もので総務省令で定める」を「もので同条第10項に規定する」に改め、同条第6項中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の4第11項に規定する」に改め、同条第7項中「電気その他の総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の4第12項に規定する」に、「で総務省令で定めるものを」を「で施行規則附則第4条の4第13項に規定するものを」に改め、同項第1号中「もので総務省令で定める」を「もので施行規則附則第4条の4第14項に規定する」に改め、同号ア中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の4第15項に規定する」に改め、同項第2号中「もので総務省令で定める」を「もので施行規則附則第4条の4第16項に規定する」に改め、同号ア中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の4第17項に規定する」に改め、同条第8項第1号中「総務省令で定めるものに」を「施行規則附則第4条の4第18項に規定するものに」に、「もので総務省令で定める」を「もので同条第19項に規定する」に改め、同項第2号中「総務省令で定めるものに」を「施行規則附則第4条の4第20項に規定するものに」に、「もので総務省令で定める」を「もので同条第21項に規定する」に改め、同項第3号中「総務省令で定めるものの」を「施行規則附則第4条の4第22項に規定するものの」に、「総務省令で定めるものに」を「施行規則附則第4条の4第23項に規定するものに」に改め、同条第10項中「値で総務省令で定める」を「値で施行規則附則第4条の4第24項に規定する」に、「もので総務省令で定める」を「もので同条第25項に規定する」に改め、同条第11項中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の4第26項に規定する」に改め、同条第12項中「前2項の規定の適用を受けようとする旨その他の総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の4第27項に規定する」に改める。

付則第10条の2の4第1項の表電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者で総務省令で定めるものの項中「電気通信事業者で総務省令で定める」を「電気通信事業者で施行規則附則第4条の5第1項に規定する」に、「」で総務省令で定める」を「」で施行規則附則第4条の5第2項に規定する」に、「その他総務省令で定める」を「または同条第3項に規定する」に改め、同表放送法第2条第3号の2に規定する放送事業者の項中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第4項に規定する」に改め、同表自衛隊の使用する機械を管理する者の項中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第5項に規定する」に改め、同表農業または林業を営む者、委託を受けて農作業を行う者で総務省令で定めるもの、農地の造成または改良を主たる業務とする者および素材生産業を営む者で総務省令で定めるものの項中「行う者で総務省令で定める」を「行う者で施行規則附則第4条の5第6項に規定する」

に、「営む者で総務省令で定める」を「営む者で同条第7項に規定する」に改め、同表とび・土工工事業で総務省令で定めるものを営む者の項中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第8項に規定する」に改め、同表化学工業を営む者の項および石油製品製造業で総務省令で定めるものを営む者の項を削り、同表航空運送サービス業で総務省令で定めるものを営む者の項中「総務省令で定めるものを」を「施行規則附則第4条の5第9項に規定するものを」に、「総務省令で定めるものに」を「施行規則附則第4条の5第10項に規定するものに」に改め、同表廃棄物処理事業を営む者の項中「（総務省令で定めるものを除く。）」を削り、同表木材加工業で総務省令で定めるものを営む者の項中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第11項に規定する」に改め、同表木材市場業で総務省令で定めるものを営む者の項中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第12項に規定する」に改め、同表たい肥製造業で総務省令で定めるものを営む者の項中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第13項に規定する」に改め、同表自動車教習所業で総務省令で定めるものを営む者の項中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第14項に規定する」に改める。

付則第10条の3第3項中「同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で」を「施行規則附則第5条の2第3項に」に改める。

付則第11条の5第3項第2号中「、付則第5条の4第1項」の右に「、付則第5条の4の2第1項」を加え、「付則第11条の5第1項」を「付則第11条の2第1項」に、「第21条の2第1項後段」を「第21条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第11条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項後段」に、「第2項」を「同条第2項」に、「および付則第5条の4第1項」を「、付則第5条の4第1項および付則第5条の4の2第1項」に改め、同項第3号中「付則第11条の5第1項」を「付則第11条の2第1項」に改め、同条を付則第11条の2とする。

付則第12条第3項第3号中「、付則第5条の4第1項」の右に「、付則第5条の4の2第1項」を加え、「第2項」を「同条第2項」に、「および付則第5条の4第1項」を「、付則第5条の4第1項および付則第5条の4の2第1項」に改め、同条第4項中「平成20年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

付則第13条第1項中「第35条第1項」の右に「、第35条の2第1項」を加え、同条第3項第3号中「、付則第5条の4第1項」の右に「、付則第5条の4の2第1項」を加え、「第2項」を「同条第2項」に、「および付則第5条の4第1項」を「、付則第5条の4第1項および付則第5条の4の2第1項」に改める。

付則第13条の2第2項中「第17号」を「第16号」に改め、同条第3項中「第35条」を「第35条の2」に、「第37条の9の4」を「第37条の9の5」に改める。

付則第13条の2の2中「第17号」を「第16号」に改める。

付則第14条第4項第3号中「、付則第5条の4第1項」の右に「、付則第5条の4の2第1項」を加え、「第2項」を「同条第2項」に、「および付則第5条の4第1項」を「、付則第5条の

4第1項および付則第5条の4の2第1項」に改める。

付則第14条の2第2項中「第37条の10第4項」を「第4条の4第3項、第37条の10第4項」に改め、同条第4項第3号中「、付則第5条の4第1項」の右に「、付則第5条の4の2第1項」を加え、「第2項」を「同条第2項」に、「および付則第5条の4第1項」を「、付則第5条の4第1項および付則第5条の4の2第1項」に改める。

付則第14条の2の2の見出し中「特定管理株式」を「特定管理株式等」に改め、同条第1項中「いう。）」の右に「または同項に規定する特定保有株式（以下この条において「特定保有株式」という。）」を、「当該特定管理株式」の右に「または特定保有株式」を加える。

付則第14条の2の6第1項中「付則第11条の5第1項」を「付則第11条の2第1項」に改め、同条第2項中「控除しきれない」を「控除することができない」に改め、同条第3項中「付則第11条の5」を「付則第11条の2」に改め、同条第4項および第6項中「付則第11条の5第1項」を「付則第11条の2第1項」に改める。

付則第14条の4第1項中「事業所得または」を「事業所得、譲渡所得または」に、「事業所得および」を「事業所得、譲渡所得および」に、「金額および」を「金額、譲渡所得の金額および」に改め、同条第2項第1号中「第41条の14第2項第2号」を「第41条の14第2項第3号」に改め、同項第3号中「、付則第5条の4第1項」の右に「、付則第5条の4の2第1項」を加え、「第2項」を「同条第2項」に、「および付則第5条の4第1項」を「、付則第5条の4第1項および付則第5条の4の2第1項」に改める。

付則第14条の5第2項第2号および第5項第2号中「、付則第5条の4第1項」の右に「、付則第5条の4の2第1項」を加え、「第2項」を「同条第2項」に、「および付則第5条の4第1項」を「、付則第5条の4第1項および付則第5条の4の2第1項」に改める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

(1) 付則第5条の4の見出しを削る改正規定、同条の前に見出しを付する改正規定、同条第1項の改正規定（「この条」の右に「および次条」を加える部分に限る。）、同条の次に1条を加える改正規定、付則第5条の5、第6条第2項ならびに第11条の5第3項第2号および第3号の改正規定、同条を付則第11条の2とする改正規定、付則第12条第3項第3号、第13条第3項第3号、第14条第4項第3号、第14条の2第4項第3号、第14条の2の2、第14条の2の6、第14条の4第2項第3号ならびに第14条の5第2項第2号および第5項第2号の改正規定 平成22年1月1日

(2) 付則第5条の4第1項第3号および第3項、第13条第1項、第13条の2第2項および第3項、第13条の2の2ならびに第14条の2第2項の改正規定ならびに次項の規定 平成22年4月1日

(3) 付則第14条の4第1項および第2項第1号の改正規定 平成23年1月1日

- 2 改正後の付則第5条の4第3項の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成21年度分までの個人の県民税に係る同項に規定する県民税住宅借入金等特別税額控除申告書の提出については、なお従前の例による。
- 3 平成21年6月22日前に改正前の付則第9条第7項の表の中欄に掲げる認定がされた同表の左欄に掲げる計画に従って事業の譲渡もしくは資産の譲渡（同項に規定する資産の譲渡をいう。以下この項において同じ。）を受けた同表の右欄に掲げる者または当該計画（同表（3）の項の左欄に掲げる計画を除く。）に従って同表の右欄に掲げる者から事業の譲渡もしくは資産の譲渡を受けた者が同項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

議第159号

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成21年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例（昭和41年滋賀県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「第6条の3第5項」を「第6条の3第3項」に、「第2号」を「第1号」に改める。

第3条第1項中「平成21年3月31日」を「平成22年3月31日」に改める。

第7条第1項中「、付則第18条および付則第19条第3項」を「ならびに付則第18条および第19条」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条第1項の規定は、平成21年4月1日から適用する。

議第160号

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成21年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第48号中「歯科技工士試験」を「歯科技工士国家試験」に改める。

別表第52(1)の項中「第31条の2第2項第15号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ」に、「第62条の3第4項第15号ハ」を「第62条の3第4項第14号ハ」に改め、同表(2)の項中「第31条の2第2項第16号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ」に、「第62条の3第4項第16号ニ」を「第62条の3第4項第15号ニ」に改め、同表(4)の項中「第18条の5第10項または第38条の5第8項」を「第19条第11項または第38条の5第9項」に改め、同表(5)の項中「第18条の5第11項第4号または第38条の5第9項第4号」を「第19条第12項第4号または第38条の5第10項第4号」に改める。

付 則

この条例は、平成21年9月1日から施行する。ただし、別表第52の改正規定は、公布の日から施行する。

議第161号

滋賀県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成21年 6 月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県警察本部の内部組織に関する条例（昭和29年滋賀県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中ナをニとし、トをナとし、テをトとし、ツをテとし、チをツとし、タをチとし、ソの次に次のように加える。

タ 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

そ の 他 の 議 案

議第162号

契約の締結につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成21年 6 月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

契約の締結につき議決を求めることについて

次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11号）第2条の規定に基づき、議決を求める。

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 大原貯水池地区堤体改修工事 |
| 2 契約金額 | 732,900,000 円 |
| 3 契約の相手方 | 大阪市北区堂島二丁目1番16号
フジタ・三東建設工事共同企業体
代表者 株式会社フジタ大阪支店
執行役員支店長 好 井 康 則 |

議第163号

滋賀県教育振興基本計画の策定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成21年 6 月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県教育振興基本計画の策定につき議決を求めることについて

滋賀県教育振興基本計画を別冊滋賀県教育振興基本計画のとおり策定することにつき、滋賀県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例（平成17年滋賀県条例第37号）第3条の規定に基づき、議決を求める。